

大阪医科薬科大学 薬学部国際交流基金規程実施細則

(平成21年10月26日施行)

(趣 旨)

第1条 大阪医科薬科大学薬学部国際交流基金規程（以下、「規程」という。）第7条の規定に基づき、本細則を定める。

(国際交流委員会)

第2条 大阪医科薬科大学薬学部及び大学院薬学研究科（以下、「本学部」という。）における国際交流の積極的な推進に資するため、薬学部国際交流委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(審査等)

第3条 規程第5条の申請について、委員会が当該事業の内容等について審査し、薬学部長が採否を決定する。

2 薬学部長が採否を決定した場合は、学長、理事長及び薬学部教授会に報告するとともに、当該事業の申請者に採否を通知する。

3 採択を通知された申請者は、薬学部長が別途認めた場合を除き申請した事業を実施しなければならない。

4 採択の通知後、事業の実施前に申請した事業の内容に大きな変更が生じた場合、申請者は変更理由及び内容を薬学部長に報告しなければならない。

5 前項の報告を受け、薬学部長は変更の内容により採択の取消等を決定し、申請者に通知するものとする。

(事業報告)

第4条 規程第4条第1項に定める事業を実施した場合、申請者等は、速やかに報告書を薬学部長に提出しなければならない。

2 前項の報告を受け、採択された事業の内容から変更されていた場合は、薬学部長は理由書の提出を実施者に求めることができる。

3 前項により提出された理由書の内容により、薬学部長は助成額の返還を求めることができる。

(海外学術交流協定大学等との間で実施する事業に関する取扱い)

第5条 申請事業が海外学術交流協定大学等との間で実施する内容の場合は、規程第5条に

定める限度を超えて助成することができる。この場合、規程第4条第3項に定めるところにより、学長及び理事長の承認を要する。

- 2 薬学部長の命を受け委員会が企画する海外学術交流協定大学等との間で実施する事業に係る審査等及び事業報告は、この細則の例による。

(雑 則)

第6条 この細則に定めるもののほか、審査基準等に関し、必要な事項は、学長が別に定める。

- 2 規程及びこの細則に関する事務は、薬学学務部学生課が行う。

(改 廃)

第7条 この細則の改廃は、薬学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成21年10月26日から施行する。(平成21年10月26日 理事長承認)

附 則

この細則は、平成23年9月6日から施行する。(平成23年9月6日 理事長承認)

附 則

この細則は、平成26年1月27日から施行する。(平成26年1月27日 理事長承認)

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年2月27日 理事長承認)

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年2月16日 理事長承認)

附 則

この細則は、平成30年1月30日から施行する。(平成30年1月30日 理事長承認)

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。(平成29年12月15日 理事長承認)

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。